

情報公開・個人情報保護審議会における質問に対する回答及び補 足事項について

1 質問に対する回答

- 国外転出者による個人番号カードの申請及び発行の流れ

⇒ 国外転出後も個人番号カードの新規申請及び発行が可能となります。

この場合、国外転出者は、在外公館、本籍地市町村又は本籍地以外市町村のいずれかに発行申請をし、発行の処理をするのは本籍地市町村になります。その際、市町村は附票本人確認情報を用いて本人確認をおこなったうえで、「個人番号カード管理システム」といわれるシステムにて発行業務を行います。その後、国外転出者は、個人番号カードの受取についても、在外公館、本籍地市町村又は本籍地以外市町村のいずれかで行うことができます。

また、国外向け個人番号カードの住所欄の記載項目ですが、国内向け個人番号カードとは異なり、国外転出である旨及び転出予定日を記載することとなります。

2 補足事項

- 議事録中、「神奈川県民ではない方の個人情報について、その方に行政サービス等を行う上で個人認証をする、県が県の事務としてこの個人データを利用するのではなく、照会があった時に県が回答する、ということかと思いますが、その点、補足的なご説明がありますでしょうか。」の部分の回答ですが、審議会中での回答のみでは不足している部分がありましたので、補足説明させていただきます。

⇒ 前提としまして、神奈川県民とは神奈川県に住民票がある者として説明させていただきます。神奈川県で保存する附票本人確認情報は、神奈川県に本籍地のある者の情報になります。ですので、神奈川県民ではない方についても、県で情報を保有し、個人番号カードの海外継続利用及び公的個人認証の実現のために用います。県は附票本人確認情報を地方公共団体情報システム機構の附票全国サーバに送信します。附票全国サーバは全都道府県の附票本人確認情報を保存しており、個人番号カードの海外継続利用及び公的個人認証の実現には、海外転出する際に、転出地市町村にて、その者の本籍地が神奈川県であれば本県の附票都道府県サーバに、その者の本籍地が神奈川県外であれば当該本籍地市町村を経由して、当該本籍地市町村の都道府県の附票都道府県サーバの附票本人確認情報を個人認証の基盤として用います。この際に、県が行う事務手続等は発生しません。

また、県の利用所属が当該情報を用いる際のご説明は審議会でのとおりとなります。